〇議長 横尾 武志君

4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。おはようございます。

今回の特別養護老人ホーム80床について一般質問をさせていただきます。

私は、昨年の9月議会そして昨年の12月議会において、特別養護老人ホームのことについて 一般質問を行ってまいっております。

昨年の12月議会で、町が推薦意見書として提出しているA社の建設予定地の周辺の隣接地権者の同意書をめぐって質問しましたが、町は7つの地権者のうち6つの同意書が全部そろっていると回答しています。

私は、一瞬疑いましたが、本当に全て同意書がそろっていたということであれば、私の間違いであり、本議会この3月議会でおわびすると、謝罪すると。しかし、真の隣接地権者、つまり道路や水路を挟んだところの土地の地主の同意書でなかった場合は、町が言う提出された同意書は、にせものであるのではないかということを、意見を述べました。

そしてなぜ分筆したのかと問うところ、通学道路の安全対策という回答でありました。私は一般質問が終わった日に、すぐに地主さんのところに参りました。3件はその日に、もう1件は翌日でしたけど。4人の隣接地主さん、大変立腹されておりました。そして、「妹川議員、ぜひ今から誰がそんなことを言っているか言うてくれ」、そういうふうに立腹されましたが、1人ではやっぱりなかなか行政に物申すのも。皆でいこうではないかというようなことでした。そういう中にあって、今回一般質問するわけです。

今回、地主さんたちの力強い、やっぱり農民の方ですから非常におとなしい方でも、厳しい環境の中で生活しておられて、自分たちが先祖代々受け継いできた土地を守ろうという、その気概、いわゆる昔でいう百姓一揆ですよ。そういう形で団結されていかれましたが。そういうことがあって町とも対応されました。

県に言ってくれと言われるから県に言って、そして県がわざわざ日曜日に芦屋中央公民館に来られてヒアリングをしてそれが2月10日。わずか12日の間ですよ。2月20日に審査の対象ではないというような結果報告が届きました。

そこでまず、今回の一般質問の中で、このように項目が7あります。少し順序を変えなければならないような事態が発生しましたよね。不採択になったということですが、私はこの一般質問では、まだ採択不採択、決まってないだろうという時点で、この通告書を出しております。

まず1点目の質問は、県が出した今年2月22日、恐らく町は2月25日に届いていたであろう通知書、この通知書を、私は県のほうに問い合わせしました、参事にです。そしたら、町から

見せていただくようにしてくださいということでしたので、この場でこの通知書を読み上げていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

本通知書につきましては、25年2月22日付で発送されております。

読み上げます。社会福祉法人社会福祉施設等整備の審査結果について(通知)。貴職から協議のあった高齢者福祉施設等の整備については、福岡県社会福祉審議会に諮り審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、当該法人及び所管の県保健福祉環境事務所には別途通知していますので申し添えます。 法人名は、省略させていただきます。審査結果、平成25年度の整備の対象としない。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員、挙手をお願いします。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

わかりました。その通知書を、議会運営委員会にはお話されたんでしょうけど、一番肝心な方、 これを知りたい方はどなたでしょうか。質問します。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

ご関係されている方々、法人それから妹川議員と一緒に行動を起こされた方々、それから議会の方々、町民全てだと思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

議会ももちろんでしょうけど、やはり地主さんたちに、その日にこういう結果でございました ということ、まだ言っていないんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

まだ、地主のほうには申し上げておりません。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

ぜひ、温かい血のある方々でしょうから、あなた方たちも。ぜひきょうでも説明に行っていた だきたいと思います。よろしいですか。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

このことにつきましては、妹川議員の通告書の中に、町民に対して説明する責任があるのではないかという6点目にございます。

私どもはこのことについて、町の広報、それからホームページで皆さんにお知らせするという 考え方でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、地元住民の隣接地権者の方には、すぐにはきょうでもいいですけど、あしたでもいいで すけど行かないということですか。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

私どもは届けられた申請書を公正公平を旨として審査をするわけです。その隣接地権者の方については、事業者みずからが同意を取る、そういうものでございます。したがいまして、私どもは書類をきちんと公正公平に審査する立場にございます。そういう意味から、全体的に広報、それからホームページで皆様方にお知らせするという考え方でおります。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

行政というのは、町民のために命と生活、そしてさまざまなことを行う行政の皆さんが、そういう血も涙もないような、そういう行政でいいのかなというふうに非常に疑問に思います。

では、質問に入っていきますけども。

資料はとじた資料が3枚あります。平成25年度高齢者福祉施設等の施設設備協議要項、それ

と、この図面がありますけども、こういうものに従って質問していきます。

もともと質問で、隣接地権者の同意書は大体なぜ必要なんですか。その根拠を示してください。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

隣接地権者につきましては、福岡県の整備方針において求めなさいということでございますので、隣接地権者の同意書を必要としているものでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

せっかく用意しておりますのでこれ読んでいただけませんか。 2ページです。ナンバー2のところにあります。読んでください。米印のところ。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

上の米印でいいですかね。

隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てください。隣接地権者の範囲等で、不明な点は福祉課へご確認ください。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

隣接地権者の範囲等で不明な点は福祉課へご確認くださいということで、たしか12月14日だったと思いますが、地主さんたちがあなたに説明を求めました。隣接地権者とは何か。その定義は何か。自分たち地主は、隣接地権者ではないのかということを聞いたところ、あなたは、県に行って説明を聞いてくださいと。そして、その前には、副町長、面接に行きたいということでその意向を受けて、私はあなたに説明を求めようとしましたが、許認可権は県がありますので県に言ってください。面会はしませんと。なぜこういうふうになるんでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

私ども、申請を受理した11月9日から選考の準備に入って11月15日に第1回の選考委員会を開きました。そして11月22日に、選考委員会の公正公平な判断のもとに一事業者を選考させていただき、その翌日に町長の決裁をいただいて。24日25日がお休みの日にちになりまして、12月26日が県への提出日、このようなスケジュールで行ったわけです。

既に、そもそもですがこの介護保険法で、特別養護老人ホームの指定の権限は県が持つわけです。私どもは県の要項に従って一事業者を選考する。このような形になります。それで、県へ既に提出して、県の審査の段階になっているそういう段階で、私どもがいろんなことを説明するのは不適当である。そういう考え方のもとに面会については、もう既に県に行っているので、その県の審査に委ねようと、そういう考え方で説明したものと思っております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

今の件については、また改めて質問しますが、じゃあ、地元の区の同意書がなぜ必要なんですか。これもプリント、ナンバー5に書いてありますので、読んでください。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉施設は、その性格上、地域住民の理解と協力を得られて、初めて健全な運営が可能であること、また、補助金が税を財源とするものであることなどから、社会福祉施設の設置については、事業者から地域住民(特に隣接地の居住者)に対して、説明及び情報提供が事前に十分に行われ、地域住民の理解と賛同を既に得ていること。

仮にも事業者の地域住民に対する事前の説明不足や事業内容の変更に係る説明の不備、あるい は説明責任を有する事業者が、地域住民への説明を建設業者等に任せきりにするなどにより、事 業に支障を来すことがないこと。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、ナンバー7ページのものは何かといいますと、これは私が説明しますが、これは平成 24年3月22日に特別養護老人ホーム申請の疑惑を追及する会から、高齢者福祉施設に関する

協議に関する公開質問が提出されました。それに対して、平成24年3月29日に町から回答を もらっておるようです。そして、これについてはホームページで出ております。

ホームページでこの疑惑を追及する会の了解もなしに、ホームページに出されたものの中に、下のほうの米印のところ、公開質問状として④協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行いというふうに書かれてありますね。とあるが、どのようなことを言うのかという質問に対して、回答は、県の平成24年度高齢者福祉施設等の整備方針で、市町村においては、協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行い、云々で、適切に審査することとなっています。適切に審査しなくてはならないんですよ。審査権が与えられているんですよ。ただ、今、副町長が言われたように、町は窓口であって、県が審査し、許認可権というのはあるでしょうけど、審査権は芦屋町にあるんですよ。そういうことを指摘しておきます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。前振りはそのぐらいで、通告書に従ってください。よろしいですか。

〇議員 4番 妹川 征男君

はい。

建設予定地3カ所の分筆行為についてですけれど、分筆行為をしている、字図を見たのはいつでありましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

記憶しておりませんが、住民の方が選定委員会の前に持ってこられたという記憶だけですけど。 その段階ですね。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

11月9日に申請事業者であるA社が、さまざまな書類協議書を持ってこられたときに、字図等がありますから、まあ9日の日に受け取って、一日、二日置いて、それ、わかったんじゃないとですか。そうでしょう。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

分筆というよりも字図を確認したということです。分筆がいつされたかっていうことは確認しておりません。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

質問が悪かったでしょうね。分筆された字図を知ったのはいつですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

字図につきましては、協議書に添付されておりますので、協議書もらった時点では字図は確認 できております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そのときにその字図が何のために、どうして、されているのかという疑問というものはなかったんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。あのね、問いかけとあんたが言うようことがちょっとかみ合っとらん。分筆された、 確認されたのはいつかという。ここにあるこれ。これを見たのはいつかという。それを答えて。 福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

分筆されたというか、字図ですよね。字図上で確認したのは、先ほど申しましたように11月 9日に書類が出された時点で、この字図全域を確認した次第でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

そのときに、適切に審査しなければならないんですけど、そのA社に対してこの分筆はどういう趣旨のものか、どういう意味なのか。前の一般質問では、学童安全対策のためというふうに聞かれたでしょうけど、じゃあ安全対策であれば、今のプリント、これを見てください。このプリントがあるわけですけど、この中に、この赤の③は、この方反対しているわけですよ。反対しているからこれが、いや賛成していているから分筆してないわけ。②のところは反対しているから分筆しているわけ。4番は、4番の黒字の方が反対したから赤のところ分筆しているわけ。これは、道路安全対策として、こんな分筆して。

じゃあ6番見てください。6番はこれは水路ですよ、3メーター近くある水路。この6番の方

は反対したから分筆しているわけ。この点について疑問に思いませんでしたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が申されました分筆ということなんですけども、分筆行為について、問題視されているというご発言ですけども、分筆と申しますのは町が関与して実施するものではございません。民と民の間で行われるものでございまして、土地の所有者がみずからの判断で行われる。したがって分筆をすること自体に対して、町は意見を言う、そういった立場にはないというふうに考えております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

これは、まだ採択か不採択かわからないような発言をしちゃあいけませんよ。

要はもう不採択になっているわけですよ。だからそういうふうな判断をしてたとしても、県は 不採択したんですね。なぜ不採択したかということをご存じですか。今、あなたが読まれた文書 がありますけど、あなたが読まれたのは非常に抽象論的ですよね。なぜ審査の対象にならなかっ たということをお聞きになりましたか、県に。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

福岡県からは、先ほど申しましたように25年度の整備対象としないということで、文書を受け取っております。

そして理由なんですけども、福岡県に対しても確認しました。しかしながら、福岡県はその理由は公表しないということで、理由は承知しておりません。ただし、県が申しますところには、 採択に関しては総合的に判断しますという説明だけを受け取っております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

私は、地主さん4名の方の窓口として、県との対応も12月20日に行きましたから、窓口になりまして。地主さんのほうに対して、この結果についてはどういたしましょうかということに対して、地主さんたちが、じゃあ妹川議員、窓口になってくださいということで窓口になって、

その後、県との話し合いはやってきております。

そして、今年の2月10日については、再三、県の参事から電話がありましてヒアリングをしたいと。そういうことで、地主さんたちにヒアリングの日程調整をしているときに、妹川議員もヒアリングの立ち会いになって結構ですとおっしゃいました。

そういう中にあって、そういう事由もあって、参事にお聞きしたところ、県での話、それから ヒアリングの話の中で考えられて、近隣の地権者の方々の強い反対があると。現地を確認した結 果、総合的に審査した結果、整備の対象にしないというふうにおっしゃいました。近隣の地権者 の方々の強い反対があるということですね。そういうことなわけですけれども、今、課長が言わ れたように、県に全て責任転嫁するような発言というのが、地主さんたちに対して失礼だと思う んですよ。じゃあ、今はどう思っておられますか。今でもそれが正しかったと思っておられます か。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほど副町長も答弁されましたけども、特別養護老人ホームのいわゆる社会福祉法人となる指定、それから整備事業社となる指定、これは介護保険法に基づいてきちっと都道府県の事務とされております。その中において都道府県が整備方針を示し、そしてその中で町へ委任する行為を示し、それに基づいて町は実施してきたということで、いわゆる町にとっては幅がない、裁量の余地のない、整備方針に示されたことに対して、一つ一つ福岡県と確認しながら淡々と事務を進めてきたその結果でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、隣接地権者の範囲というのはどこを指しているんでしょう。課長は7カ所であると。そのうちの6カ所は全て同意書があったということですけど。

じゃあ、対角線上の方々が4件いらっしゃいますよ。もともと協議をし、指導していく立場である町が、A社であれB社であれC社であれ、その隣接地権者というのは、課長はどこの範囲を考えておられますか。敷地の全面、横面、背面、それだけで、斜めのほうの4件についてはどう考えておられましたか。これも申請事業者が考えることですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほど、妹川議員のご指示により隣接権者というところを読ませていただいております。この 隣接地権者というか、隣接地につきましては、県のほうには、もう事前に確認しております。県 と連絡調整しながら、どこが隣接地に当たるものかということを、もう24年度の早い段階のほ うから確認させていただきまして、その定義の中で、福祉課としては隣接地っていうのを把握し てきたというのが実情でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

今、回答になっていませんね。7名の方ですね。この図面がありますよね。この図面の④がありますね黒の。それの右側のほう、番号振ってませんけど、ここの方はどうなんですか。それから⑥の右側の、狭いですけど、ここはどうなんでしょうか。こういうことについては、申請予定者に対して、隣接地権者というのは360度のところに同意をいただいてくださいというふうに指導をするんじゃないのですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

現在、隣接地権者、隣接地につきましてのことなんですけども、現在、特別養護老人ホームの整備事業者の選定につきましては、福岡県を相手に、ある方が訴訟を起こされておるという状況でございます。内容、そういったものについては、裁判の影響が懸念されるために、議会での答弁は差し控えさせていただきたいと。これは県とのお話の中で差し控えさせていただくようにしておりますのでよろしくお願いします。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

これは裁判をされてるからそれをお答えできない、控えさせてもらいたいという問題じゃないんですよ。ここにあるように、隣接地権者とはということで、町の今、2ページに書いてあるように、もうこの文章どおり読めば小学生でもわかるじゃありませんか。

では、この2ページのところのですね。隣接地権者で、土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てくださいということについてですけど、いわゆる、昔でいう小作人というか、そういう方が1件いらっしゃいますよね。それの同意書をいただきましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

この具体的なことにつきましても、先ほど申しました裁判の係争内容に触れておりますので、 答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

12月20日に、県庁に隣接地主さんの皆さん4人と、それから私含めて10名で行きました。そのときに遠賀川流域の、県会議員を仲介に立てていったわけですけど、今の件ですけどね、そういう土地の所有者が仮に賛成していたとしても、土地を耕作して生活をしている――いわゆる小作人さんの同意がないということは、また分筆をしたことについての見解を述べられましたけど、個人的な見解ですけど。

田川地区でもね、暴力団がおっていろいろ問題があるけど、こんな分筆をしてまで認定しようという、そういう者はいませんよと。こういったことを参事の前でもおっしゃいました。それぐらい悪質なことをやっているということしか考えられないんですよ。

今、裁判でとおっしゃいましたけどね、これはあなたたちの隣接地権者の範囲内で、不明な点は福祉課へご確認くださいと、何のために書いたんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

これは申請時点の際、事業者からのお問い合わせ、そういったものを答えるものでございます。 しかしながら、先ほど裁判と申しますのが12月20日に提訴されておりますので、そのときと 申請時点の状況というのはここで答弁するものではないかなというふうに考えております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

昨日もお話をしましたが、田屋地区のM社という会社は、11月9日に協議書を提出したと思いますが、なぜ町はそれを不受理にして、プレゼンテーションに上げなかったんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

自治区から不同意ということで、この整備要項に書いてあります、いわゆる地域の同意書です ね、いわゆる自治区の同意書が整っていないということで、書類不備ということで受理はできま

せんでした。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

ナンバー2の留意点を見てください。ナンバー2の留意点には米印のところに、①下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理は行いませんと書いてありますね。つまり、ポチの2番目、必要な提出書類がそろっていない場合は、受理は行いませんという意味ですね。いかがでしょう。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。求めております必要書類をそろえてきてくださいという意味でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

非常に差別的な扱いをしてありますね。M社については応募書類の受理は行いません。必要な 提出書類がそろっていないからですね。

じゃあ、隣接地権者の同意書がそろってないのになんで同意したんですか。なぜ受理したんで すか。もう一回言いますよ。隣接地権者の同意がないのに、隣接地権者の3人の方の同意書がな いのに、なんで受理したんですか。必要な書類ですかそれ。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

協議書の受理につきましては、芦屋町の特別養護老人ホームの公募に関して、福岡県が示した 平成25年度の高齢者等福祉施設整備方針に基づき、福岡県と連携調整を行って、連絡も密にと って、必要な書類の確認をしております。協議書の受理に当たり、隣接地の特定等は福岡県の指 導により確認を行ってその上で受理したものでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

分筆行為をした字図を見られて疑問に思われたと思うんですけれど、それについては、県のほうに、こういう分筆された字図があるんだけれども、この分筆行為については問題ないでしょうかということを県に問い合わせしましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁しましたように、県と連絡調整しながら確認を行って受理をしております。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、県は分筆された字図であると。そしてその分筆されたところが、同一名義人でありながら、それが同意書として認めるという方向性があったわけですね。再度質問します。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

その点につきましては、私どもが、答える立場でなく。今の時点で答えるものではないという ふうに考えています。先ほど申しましたように、裁判というものが起こされておりますので、そ の辺についても答弁はちょっと控えさせていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、ナンバー4のところを読んでください。米印その他のところです。その他の②を読んでください。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

②応募事業者が、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は失格とします。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

隣接地権者の皆さんが、同意書も出していないのに、そして成り済ましの同意書、地権者ができて同意書を出している、それをあなたたちがそれを見きわめ切れたか、県までどういうことなのか判断を委ねたでしょうけれど、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認めるときは失格じゃないんですか。不受理どころじゃないんですよ、失格なんですよ。私はそう判断しますよ、違いますか。

隣接地権者の皆さんが反対やと。同意書なんか出してないと。同意書なんか出すわけないというような声を出されたわけですから、それを出されたのをよしんば11月9日にあなたがわからなかったと。だから11月22日、それが不同意という書類が流れてきたときに、なぜそういう文書が流れたときに、地主さんに直接会って、どういうことなのでしょうかということをなぜ確認しなかったんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が言われましたように、11月22日と26日ですかね、町のほうには届けられたわけなんですけども、一旦11月26日、一旦同意書を出された方から、同意を撤回し、建設に不同意とする書面が届いたときというのは、先ほど、副町長申されましたように、もう広域連合会に出したときなんです。で、26日がもう締切りです。県としては、締め切り以後の協議書は一切受けつけないと。どういうものであろうが一切受けつけないということで、きつく言われておりました。

もう既に、いわゆる芦屋町から手が離れたときでございます。それで県と相談しまして、これら不同意に関する書面については、県の審査の段階で確認していきましょうということで連絡を受けて、事務を進めてきたわけでございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

結局はそういうような形で時間が流れていく中で、2月10日には、わざわざ県が来られてヒアリングをやって、そして地主さんたちの強い反対の意思が認められて不採択というふうになったのでしょうけど。やはり、仮にそういうようなことを、町が、そういう文書なりが出てきたときに、これを印鑑を押した人の名前と、封筒の筆跡が違うからとか、そして犯罪的行為があるとか、何かそういうことに目がとらわれて、なぜ、地主さんいわく、その時点でなんで我々のとこに来なかったのかということを、県のほうも12月20日でも2月10日でも言われましたけれどね。なぜそこで足を運ばなかったんですか。そうすればもう、4カ月もおくれずに済んだんで

すよ。なぜ行かなかったですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほど申しましたように、12月26日というのが提出日、そこから先というのが、いわゆる 県の審査の段階でございます。それで私どもは、もちろん地主さんの意向とかそういったものは ございますけども、審査の段階について、いわゆる芦屋町での審査、選定委員会での審査終って 出したと。後については、もう福岡県の判断、指示、審査、そこに委ねることになります。した がいまして、勝手に行って、福岡県の審査の段階にあるのに勝手に行動する、こういった行為が 許されるべきではないということで、実際は福岡県の指示がその後ございましたので、まあ調査 というものは行っております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

町は、適切な審査をしなければならないということで、ナンバー8をごらんになってください。これは、多くの方、初めて見られる方おられると思いますが、これは県のホームページからダウンロードされたものなんですが、施設整備に関する同意書、この黒塗りのところは、これは恐らくA社だと思いますが、で黒塗り、黒塗りですね。

これを申請されたのは当の本人なんですよ。地主さんが自分は同意書を出したか出していないかわからないから、よく記憶がないと。だから同意書を、町の開示請求でもってとったものなんですけど。まあ、自分が出した同意書に真黒けにして、何でこんなになるんですかというふうに疑問を持たれて、非常に怒りを持っておられましたが。まあそれはそれとして。これ見てください。平成24年10月7日、住所、福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1326番地。これ大字っていうのは栗屋・大城のことやないですか。これはちゃんと審査点検しましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

この同意書につきましては、いわゆる事業者が提出するものでございます。それでこの間違い というものに気づきましたので、事業者に確認しております。どういう経緯でとったのかという ことでですね。それで事業者のほうは、同意書をつくられたときに、手書きがいいんですか、そ れとも書面で打ってきたやつがいいんですかというようなことを言われて、打ってきてください

と、押印するだけの状態にしてくださいということで、押印した際に大字山鹿とするべきところを大字芦屋と打ってしまったと。その辺の間違いであったと。その後、この意思は間違いないですかという、その確認のときに事業者に確認しておりますので、これは事務上のミスであるということで判断しております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

県と2月10日にヒアリングがあったときに、この氏名のところはワープロで打たれて印鑑を押されているわけですけど、この方いわく、公文書――ではないかと、こういうようなことを言われまして、いや、公文書――ではありません。私文書――ですねと答えられましたけど、これ、私文書偽造ですよ、これ。というふうに判断しております。そういうふうに地主さんは思っておられます。このことについて指摘してくれということを言われてます。―――――

こういうことを、あなたは点検できなかったところに、服務規則、服務専念義務違反をしているのではないかと私は言いたいわけです。

それと、どうでしょう。ここの図面がありますね。これがあります。こういうことは、町長や 副町長はご存じですか。ここの昭和37年から39年から、鉱害復旧のために1次、2次。3次。4次とたびたび鉱害復旧工事をやってた。そして、地主さんが言われますので、それを私、資料を請求したところ、地域づくり課の松尾課長さんのほうから陳情書をいただきましたけども、昭和47年に1回、そしてまた4回ほど陳情書を出されながら、その中の役員の方に地主さんがおられるわけですけど、山鹿臨時鉱害復旧地域であるということ。そういう組合ですね。それから、山鹿地区農耕者組合、そういうような方々から再三要求されております。そして話を聞きますと、ここの広さは芦屋中学校のグラウンドの40倍から50倍の広さがですね、深さ4メーターとか5メーター、そしてこれを遠賀川の河口堰から砂土バイパスというんですか、それでじゃんじゃん砂を入れて土を入れて、それでもなおかつ土が落盤する。また砂を入れる、土を入れるということを再三やってきたんですよというような話でしたけど、今、四角に書いてあるところがここが予定地なんですよ。こういうことをA社説明しましたか。こういう、まあ、どなたが誘致されようとしたかわかりませんが、こういう土地なんですよと。だからここは危険ですよということ。まあ危険ということはわからないでも、瑕疵ある土地ですよというようなことを説明されて、そのA社はご存じだったんでしょうかね。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

まず、事業用地につきましては、事業者がみずから準備するというのが、特別養護老人ホーム を整備する上での欠かせない事項でございます。

それから、鉱害復旧完了区域というふうな、この、色分けしてあります。そもそも鉱害復旧とは何かというふうになると、いわゆる工事をやったとこなんですけども、鉱害が生じている土地、物件が、本来有していた効果を回復するように、もうできてると。本来土地が持っているいわゆる力を回復するようなことがもう完了されているという。言葉から読むとそういうとこだと思います。

したがいまして、今、妹川議員が瑕疵ある土地と言われるのは、この区域に、いわゆる住まれている、家建てられる方に対して、非常にちょっと悪い言葉じゃないかなというふうには思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

あの近辺の80歳以上ぐらいの方にずっと聞いて回ってください。どんなふうなことを言われるか。私も言われたんですよ、2人の方から。

あそこに4階建ての建物が建ったら、3年も4年もすれば恐らくひびが入るだろうと。陥没して土地が緩むだろうと。よかったですねと。そういうことを言われる人、2人聞きましたよ、直接。

そして、私がずっとあの辺一体を回りましたら、特に山鹿小学校、プールがある。あそこに道路がありますが、あそこの土どめですね。あれはもううねってるではありませんか、こう。それから山鹿小学校から正津ケ浜のほうに行く道路、大雨が降りますと、あそこは水浸しですよ。私は、今回はそれだけにしておきますけど、ぜひ、鉱害復旧跡地の問題で、地域住民が泣き寝入りしている方がたくさんおられるということがわかりました。陥没してるんですね。だからあの辺に雨戸がゆがんでいるとか、すき間が出ているとか、そういうことがあるということを知っておきたい。そういうふうに思います。いわゆるこれ職務怠慢、瑕疵物件ということも考えられる。損害賠償を訴えられるかもわからない。そういうことを私は懸念しております。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

そもそもどこにどういう建物を建てて、責任持って運営するかというのは、事業者の責任だと

いうふうに考えております。したがいまして、事業者の責任のもとに、そういうご判断をされた ということと思います。

また、この地域につきましては、農地法の関係で農振から外れております。というのは竹並芦屋線ができました。この竹並芦屋線ができたことに鑑みて、その道路の周辺、たしか50メートルぐらいだったとは思いますが、そこの地域は、白地という形で、いわゆるいろんな農業以外の利用に供することができるというふうに、これは農業委員会でもご判断していただきましてそういうふうになっております。

また今後は、その地域については、都市計画法にのっとって、用途地域っていうんですか、それを検討しなければならない、このように考えております。

このような土地については、そこだけではなくて、栗屋のほうにも1件程度、そういう農用地から外したという部分がございまして、全体の芦屋町における都市計画上の考え方に基づいてやっているものでございますので、そういう意味では特に問題がないとそのように考えております。以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

12月の議会の広報だよりですね、要約して書かれてありますけど、山鹿保育所を含めて7つあります。その7つのうち、7つ全ての同意書がそろっていると。山鹿保育所の場合は、町は特養を整備してほしいと要望する側なので、町有地の山鹿保育所の同意書は不要であると。町は特養を整備してほしいと要望する側なのでという言い方ですが、いやこれ、公募されてあるわけでしょう。公募されているにもかかわらず、なぜ特定の業者に要望している側でありますので、町有地については同意書は要らないんだということになるんでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほど議員の資料にもございましたように、芦屋町として80床の整備枠をくださいということが、まずこの県の第6次の高齢者の施設整備の計画に位置づけるもともとの出発点。まず町として幾つ要りますよという意思表示をするということで、まず要望しているというのが一つ理由でございます。

それから次に、町の意見書を出して協議書を福岡県のほうに提出するわけなんですけども、この意見書というのは、もちろん芦屋町で、県の整備要項において、町において、一節ごと、一事業者を県に上げてくれという中でやりますので、今、議員言われるように、特定の事業者をいわ

ゆる支援するためということじゃなくて、大きく芦屋町として特別養護老人ホームがほしいとい う中での協議を行っておるということでございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

今までの一連の流れを見てみますと、課長の答弁は、私は詭弁としか考えられません。

それで時間がもうありませんが、要するに、この町の対応の仕方が、町民サイドの側ではなくて、隣接地権者の方の側に立った内容ではなくて、分筆行為の場所とか、内容、隣接地権者の生活状況等についてね、直接現地を見て隣接地権者に確認すれば足りることであったんですよ。何ら手間暇のかかる難しいことではなかったということ。それから生活権を奪われる恐れのある住民に対し、守る立場にある町が、面会や説明を拒否する行為は、憲法で保障されている知る権利を奪うことになっていると。

そして、やはり、町が調査とか説明、情報提供、理解、賛同を得ず、かつ県に責任転嫁をする 行為は、地方公務員法に規定する職務専念義務に反すると私は考えます。

そしてまた、このことが、意図的に行っていたとするならば、刑法の職権濫用罪にも当たるのではないかと、そういうふうに私は思うんです。

最後にお願いがあります。先日もお話しておりましたように、やはり、副町長が言われたように、私は地元の隣接地主さんに、なぜなんで、ここまで自分たちが侮辱をされながら、そして長い道のりを歩んできたことに対することを考えてきたときに、やっぱり謝罪をしていただきたいと思うし、また、広報やネットに出す場合には、やはり地主さんたちの誹謗中傷等があるかもわかりません。地主が反対したためにまたおくれた。もう来ないかもしれないというそういう思いがされるのではないかということを立腹するとともに非常に懸念されております。

そういう意味では、そういう広報に経緯それから中身について十分に検討されて、もしよければ地主さんの気持ちも十分に取り入れるような形でそういう広報だより等を出していただきたいと、それは地主さんからのお願いです。

今でも、そういう誹謗中傷、そしてそれはエゴではないかというような声を耳にするかもわかりません。人の尊厳を傷つける行為、これは痛めつけられたものでしかわかりません。そういう思いを十分に考えていただきたいというふうに思って私の一般質問を終わります。

〇議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

〇町長 波多野茂丸君

ちょっと私のほうからよろしいですか。

〇議長 横尾 武志君

いいです。

〇町長 波多野茂丸君

我々執行部といたしましては、議会運営委員会を通じて一般質問、それから議会を通じて通告書をいただきますよね。通告書によって我々は資料をそろえたりいろいろやるわけでございますが、きょうの妹川議員の一般質問は、なんか妹川議員の個人的な見解というか。

それで、ここ、通告書(1)から(7)、妹川議員出されているわけですよね。いろんなこう経緯についてとか。このことにつきまして議長にお願いしたいわけでございますが、やはりこのことは、やはり議会には議会のルールというものがあると思います。我々執行部が立ち入ることはできないんですが。前回の一般質問でも、前々回でもそうでございました。だから、議会のルールにのっとって、我々も真摯にお答えしようと一生懸命努力しておるわけでございますんで、きょうの一般質問は、この趣意書ではなく、終始一貫して結局、整備要項、このことについての質問であったかと思うわけでございますんで、その辺については、まず、議会のほうで、もう一度議運なり等々で、よく議論していただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ただいまの町長のお話の中でありましたが、きょうは私の判断でね、通告書はこうやって出ておりますが、まあ関連質問かなというところで、まあ一応は通告書どおりということで指示はしました。でもまあ、関連質問かなということでやっておりましたが。今後については、今、議会改革もやっておりますし、議運について、議運の委員長さんを初め皆さんにお願いして、通告書どおりに、議会ルールも間違わないように、やっていこうと思っておりますので、皆さんの、議員さんのお力もよろしくお願いします。

妹川議員の一般質問は終わります。